

産業廃棄物収集運搬業許可証

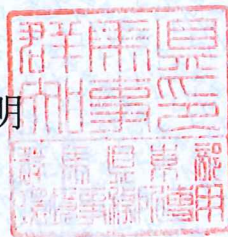
住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎 4 5 4 番地の 3

氏 名 株式会社三洪エンタープライズ
代表取締役 石田 太平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年 月 日 平成 31 年 2 月 18 日

許可の有効期限 平成 36 年 2 月 17 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬がれき類、⑭ばいじん（以上 1 4 種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 6年 2月 18日	新規許可
平成 11年 2月 18日	更新許可
平成 15年 12月 16日	変更許可
平成 16年 2月 18日	更新許可
平成 21年 2月 18日	更新許可
平成 26年 2月 18日	更新許可
平成 31年 2月 18日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無